オンキヨー株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	C405W4、C405W4B又はDC405	D090210005	平成21年10月28日
京セラ株式会社	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	CDMA　KY004	AD090252005	平成21年10月29日
ソニー株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	SNC－CH140	D090247005	平成21年10月29日
ソニー株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される	SNC－DH140	D090248005	平成21年10月29日
株式会社東芝	電話用設備に接続される端末機器	46A9000	A090244005	平成21年10月30日
Samsung Electronics Co., Ltd.	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	X01SC	AD090249005	平成21年10月30日

5　株式会社コスモス・コーポレイション

設計認証を受けた者の氏名又は名称

設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類	設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称	設計認証番号	設計認証をした年月日
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	BL－1	D090003008	平成21年7月7日
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	BL－7	D090008008	平成21年7月24日
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	TTC7－18	D090007008	平成21年7月24日
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	BL－2	D090005008	平成21年8月4日
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	BL－4	D090006008	平成21年8月4日
電話用設備に接続される端末機器	XP11	A090009008	平成21年10月2日

三浦工業株式会社

財務省
経済産業省
○農林水産省告示第三号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第三十八号）の施行に伴い、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第五条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成二十一年法律第百三十一号）第二十四条の二第一項に規定する指定金融機関による出資並びに危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を次のとおり定め、平成二十一年四月農林水産省告示第五号の全部を改正するので、告示する。

平成二十二年三月二十五日

財務大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
財務省
農林水産省
経済産業省

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、内外の金融秩序の混乱のため認定事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「産活法」という。）第二十条第一項に規定する認定事業者をいう。）又はその関係事業者が認定計画（産活法第十八条第一項に規定する認定計画をいう。以下同じ。）に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金について、一般の金融機関が通常の条件により出資を行うことが困難である事案とする。

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十一年五月一日から平成二十二年九月末日までとする。

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　産活法第二十四条の二第一項の規定による危機対応業務の対象となる者は、同項に規定する出資を受けることができる旨が記載された認定計画に基づき出資を受けようとする事業者とする。

（損害担保取引に関する事項）

第四条　損害担保取引（株式会社日本政策金融公庫法（以下「公庫法」という。）第十一条第二項第二号に規定する補てんをいう。以下同じ。）の対象となる出資は、内外の金融秩序の混乱により経営状況が急激に悪化しており、認定計画の実施に必要な資金調達のためには出資が不可欠と判断される事業者であって、当該事業者の事業の継続が困難となった場合に国民経済の成長及び発展に重大な影響を及ぼすと判断されるもの（中期的に改善が見込まれるものの指定金融機関が損害担保取引なしでは出資の実施ができない状況にあるものに限る。）に対する出資に限るものとする。

（出資の限度額）

第五条　指定金融機関による産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の限度額については、定めないものとする。

（危機対応業務の実施状況に関する報告）

第六条　指定金融機関は、毎月の産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の実施状況について、損害担保取引の対象となった出資の総額、件数その他の事項を、遅滞なく、株式会社日本政策金融公庫を通じて公庫法第六十四条第七号に定める主務大臣（以下単に「主務大臣」という。）に報告するものとする。

（共通事項）

第七条　指定金融機関による産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改訂）

第八条　主務大臣は、内外の金融秩序の混乱の収束の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、本告示に係る産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の対象、実施期間及び条件等について、改訂するものとする。